

議案第57号

令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度鴨川市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度鴨川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 事業費	1,478,418 千円	8,781 千円	1,487,199 千円
第1項 営業費用	1,401,492 千円	8,781 千円	1,410,273 千円
（債務負担行為）			

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

事項	期間	限度額
基幹水利施設ストックマネジメント事業	自 令和5年度 至 令和7年度	166,657

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1） 職員給与費	152,547 千円	8,082 千円	160,629 千円

令和5年9月1日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

1) 令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明		
						節	金額	
1 事業費			1,478,418	8,781	1,487,199			
	1 営業費用		1,401,492	8,781	1,410,273			
		5 総係費		146,380	8,781	155,161	給料	4,538
							手当	2,335
							賞与引当金繰入額	699
					法定福利費	1,209		

2) 令和5年度鴨川市水道事業会計補正(第1号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益(△は純損失)	29,793	△ 8,781	21,012
減価償却費	491,846	0	491,846
引当金の増減額(△は減少)	△ 464	699	235
長期前受金戻入額	△ 134,233	0	△ 134,233
固定資産除却損	420	0	420
未収金の増減額(△は増加)	13,861	0	13,861
未払金の増減額(△は減少)	△ 14,407	0	△ 14,407
たな卸資産の増減額(△は増加)	384	0	384
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>387,200</u>	<u>△ 8,082</u>	<u>379,118</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 401,565	0	△ 401,565
有価証券の取得による支出	0	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 401,565</u>	<u>0</u>	<u>△ 401,565</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	341,135	0	341,135
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 398,057	0	△ 398,057
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 56,922</u>	<u>0</u>	<u>△ 56,922</u>
資金減少額	△ 71,287	△ 8,082	△ 79,369
資金期首残高	907,487	206,474	1,113,961
資金期末残高	<u>836,200</u>	<u>198,392</u>	<u>1,034,592</u>

3) 給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	7	13 (10)	19,524	57,936	37,007	114,467	36,108	150,575
	資本勘定支弁職員	0	1 (0)	0	4,572	2,945	7,517	2,537	10,054
	合 計	7	14 (10)	19,524	62,508	39,952	121,984	38,645	160,629
補正前	損益勘定支弁職員	7	12 (10)	19,524	53,398	34,672	107,594	34,899	142,493
	資本勘定支弁職員	0	1 (0)	0	4,572	2,945	7,517	2,537	10,054
	合 計	7	13 (10)	19,524	57,970	37,617	115,111	37,436	152,547
比較	損益勘定支弁職員	0	1 (0)	0	4,538	2,335	6,873	1,209	8,082
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	1 (0)	0	4,538	2,335	6,873	1,209	8,082

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時間外勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	管理職員 特別勤務 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	合計 (千円)
	補正後		1,596	375	0	11,723	571	0	729	13,884	10,738	336	0
補正前		1,038	375	0	11,723	571	0	729	12,864	9,981	336	0	37,617
比較		558	0	0	0	0	0	0	1,020	757	0	0	2,335

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	7	13 (1)	140	57,936	36,360	94,436	33,267	127,703
	資本勘定支弁職員	0	1 (0)	0	4,572	2,945	7,517	2,537	10,054
	合計	7	14 (1)	140	62,508	39,305	101,953	35,804	137,757
補正前	損益勘定支弁職員	7	12 (1)	140	53,398	34,025	87,563	32,058	119,621
	資本勘定支弁職員	0	1 (0)	0	4,572	2,945	7,517	2,537	10,054
	合計	7	13 (1)	140	57,970	36,970	95,080	34,595	129,675
比較	損益勘定支弁職員	0	1 (0)	0	4,538	2,335	6,873	1,209	8,082
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0
	合計	0	1 (0)	0	4,538	2,335	6,873	1,209	8,082

※ ()内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時間外勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	管理職員 特別勤務 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	合計 (千円)
	補正後		1,596	375	0	11,723	571	0	729	13,237	10,738	336	0
補正前		1,038	375	0	11,723	571	0	729	12,217	9,981	336	0	36,970
比較		558	0	0	0	0	0	0	1,020	757	0	0	2,335

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説明	備考
給料	4,538	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	4,538	職員の異動等	
職員手当	2,335	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	2,335	職員の異動等	

3 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		企業職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 5年8月1日 現在	平均給料月額(円)	361,188	344,450				
	平均給与月額(円)	405,636	377,437				
	平均年齢月数(歳)	49.3	54.7				
令和 5年2月1日 現在	平均給料月額(円)	355,307	320,500				
	平均給与月額(円)	380,196	357,798				
	平均年齢月数(歳)	47.8	51.1				

イ 初任給

区 分		企業職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 158,900	(円) 150,100 ~ 169,800	短大卒 (円)	(円)	短大卒 (円)	旧中5卒 (円)
	大学卒	185,200					
国	高校卒	154,600	151,900	短大卒		短大卒	旧中5卒
	大学卒	185,200					

ウ 級別職員数

区 分		企業職給料表適用職員				教育職給料表適用職員		医療職給料表(一)適用職員		医療職給料表(二)適用職員		医療職給料表(三)適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 5年8月1日 現在	7級	1	8.3										
	6級	1	8.3										
	5級	7	58.4										
	4級	2	16.7										
	3級	(1)	(100.0)	2	100.0								
	2級												
	1級	1	8.3										
	計	12 (1)	100.0 (100.0)	2	100.0								
令和 5年2月1日 現在	7級	1	7.7										
	6級	1	7.7										
	5級	7	53.8										
	4級	2	15.4										
	3級	(1)	(100.0)	2	100.0								
	2級												
	1級	1	7.7										
	計	13 (1)	100.0 (100.0)	2	100.0								

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	企業職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
7級	課長、主幹				
6級	課長補佐				
5級	係長、主査				
4級	副主査				
3級	主任主事、主任技師				
2級	主事、技師				
1級	主事、技師				

エ 昇給

区 分		合 計	企 業 職 給 料 表 適 用		教 育 職 給 料 表 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (一) 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (二) 適 用 職 員	医 療 職 給 料 表 (三) 適 用 職 員	
			一 般 行 政 職	技 能 労 務 職					
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	14	12	2					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	13	11	2					
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)							
		2号給 (人)							
		3号給 (人)	2	2					
		4号給 (人)	11	9	2				
		5号給 (人)							
		6号給 (人)							
		7号給 (人)							
		8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	92.9	91.7	100.0						

備考 令和5年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職 務 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月 分)	12 月 (月 分)			
補正後	2. 2 0 (1. 1 5)	2. 2 0 (1. 1 5)	4. 4 0 (2. 3 0)	有	
補正前	2. 2 0 (1. 1 5)	2. 2 0 (1. 1 5)	4. 4 0 (2. 3 0)	有	
国の制度	2. 2 0 (1. 1 5)	2. 2 0 (1. 1 5)	4. 4 0 (2. 3 0)	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
給料総額に対する比率 (%) (令和5年8月1日現在)	—
支給対象職員の比率 (%) (令和5年8月1日現在)	—
代表的な特殊勤務手当の名称	—

ク その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる